

リチウムイオン電池の梱包形態は？



・セル1個あたりのワット時定格値が20Whを超えるか？
・場合、組電池1個あたりのワット時定格値が100Whを超えるか？

運送状あたりの機器組み込みのリチウムイオン電池を含む包装物の個数が3個以上か？

包装物当たりの電池の個数が、

- ・セルの場合： 5個以上
- ・組電池の場合： 2個以上

UN3481 PI967	Section I	Section II	Section II
制限	1 包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg 充電率は定格容量の30%まで、又は表示された電池の容量の25%まで(推奨規定)	1 包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg 充電率は定格容量の30%まで、又は表示された電池の容量の25%まで(推奨規定)	1 包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg 充電率は定格容量の30%まで、又は表示された電池の容量の25%まで(推奨規定)
危険物申告書	必要	不要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD" の文言	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI967" の文言 (異なるリチウム電池の種類/包装基準を同一の記述にまとめても良い。)	記載不要 (AWB に Section II の記述をしてはならない)
ラベリング・ マーキング 【備考2】	1. 電池用第9分類ラベルが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. 電池マークが必要 2. PI967 Section IIIに従い、必要に応じてマーキングが必要(overpackの場合)	不要
容器	1. 国連規格容器は不要 2. 包装物の上に、それと同一の物を(テストの為のサンプルを含み)高さ3mまで積み重ねた時の合計重量と同じ力を上部の表面に24時加えたとしても、電池の損傷がないこと、又、容器の有効性が減じないこと。	1. 国連規格容器は不要 2. 包装物の上に、それと同一の物を(テストの為のサンプルを含み)高さ3mまで積み重ねた時の合計重量と同じ力を上部の表面に24時加えたとしても、電池の損傷がないこと、又、容器の有効性が減じないこと。	1. 国連規格容器は不要 2. 包装物の上に、それと同一の物を(テストの為のサンプルを含み)高さ3mまで積み重ねた時の合計重量と同じ力を上部の表面に24時加えたとしても、電池の損傷がないこと、又、容器の有効性が減じないこと。
オーバー パック	DGR第5章、第7章に記されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。	1. DGR第5章、第7章に記されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2(1) 包装物はオーバーパックの中で固定されなければならない。 2(2) それぞれの包装物の意図された機能はオーバーパックによって損なわれてはならない。	1. DGR第5章、第7章に記されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2(1) 包装物はオーバーパックの中で固定されなければならない。 2(2) それぞれの包装物の意図された機能はオーバーパックによって損なわれてはならない。
荷主による ULDへの 積み付け	不可	可能	可能
IMP CODE	RLI	ELI	-

【備考2】電池用第9分類ラベル、CAOラベル、電池マークを2面にまたがって貼付してはならない。
【備考3】リチウム電池の製造業者とそれに続く配送業者は、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に定められた試験の要点を参照出来るようにしなければならない。
但し、機器(回路基板を含む)に組み込まれたボタン電池は対象外とする。